

糧食品標準規格表

2019年4月1日

自衛隊札幌病院

目 次

分 類	頁
穀類	1 ~ 2
いも及びでん粉類	3
砂糖及び甘味類	4
豆 類	5
野菜類・きのこ類	6 ~ 9
冷凍野菜類	10
果実類・種実類	11 ~ 13
漬物類	14
藻 類	15 ~ 16
魚介類	17 ~ 21
獣鳥肉類	22 ~ 24
卵 類	25
乳 類	26 ~ 27
油脂類	28
菓子類	29
缶詰類	30 ~ 31
嗜好飲料類	32
調味料及び香辛料類	33 ~ 38

1 総則

- (1) 本規格表は、自衛隊札幌病院において調達する糧食品について適用する。
- (2) 本規格表に定めていない糧食品については、別に示す。
- (3) 本規格表の補足事項は、調達要求書等によりその都度示す。
- (4) 本規格表と調達要求書に相違がある場合は、調達要求書の規格を優先する。

2 納入要領

- (1) 納入時間は0830～1030までとする。
- (2) 調達要求書又は発注書で納入時間を指定した場合は、それを優先する。
- (3) 天災等の止むを得ない理由により納入できない場合は、会計課又は栄養課へ事前に連絡し、許可を得るものとする。
- (4) 納入場所は指定された場所とする。
- (5) 輸送業者等を使用する場合、契約業者は確実に納入場所を指示し、品名・数量・時間等を明確にする。
- (6) 夏季輸送途中に鮮度が低下しやすい食材、冬季輸送途中に凍結しやすい食材、肉・魚介等の冷凍食材は包装容器、輸送方法(保冷車等)を適切にし品質保持に努める。

3 一般共通規格

- (1) 糧食品は所定の規格を満たすものであり、一般市場において市販品として流通しているものとする。
- (2) 食品衛生法及び関係法(省)令及び公正競争規約の適用を受けるものについては、その定めるところに従い、製造・表示されているものとする。
- (3) 銘柄指定されているもので、他の同程度の銘柄品の納入を希望する場合は、会計課・栄養課の承認を受けるものとする。
- (4) 規格内容の「〇〇g程度」とは上下幅5%とする。
- (5) 規格内容の「〇〇g以上」とは上限10%までとする。
- (6) 共通規格にある「国産品を基準とする」とある項目についてそれ以外を応札する場合は、会計課・栄養課(期限:見本提出時)まで連絡するものとする。
- (7) 包装(外装・内装・容器等)は、特に指定あるもの以外は業者包装規格による。
- (8) この規格表で完全に表現し得ない事項もあるので、商習慣に従い、良心的に納入するものとする。

4 消費期限及び賞味期限

- (1) 消費期限又は賞味期限を記載したものとする。
- (2) 納入後、賞味期限内のものはその品質を保証し、不良品があった場合は、速やかに交換する。

5 見本

- (1) 見本提出品は、入札書(調達要求書)の番号に○印を付し指定する。
- (2) 見本は、指定した日時・場所に、品名・業者名を記入し提出する。

6 品質表示

品質表示は農林水産省で示す表示制度に基づき実施する。

7 検収

- (1) 納入時に食品衛生検査官並びに食品受領検査官の検査を受け合格したものでなければならない。
検査の結果不合格となった場合は、直ちに良質品と交換するものとし、各種缶詰、瓶詰糧食品は開缶の際でも不良品は交換するものとする。
- (2) 個数で納入する糧食品は、検食用及び保存食用として2点を納入するものとする。

8 その他

この規格表について疑問点がある時は、下記に申し出るものとする。

会計課(契約班)	内線 4245
栄養課(栄養士)	内線 4395
栄養課(検収係)	内線 4397

この規格表は、平成31年4月1日から適用する。